

2024年7月1日

公益財団法人日本フィランソロピック財団
「ダウン症住まい支援基金」
寄附募集要項

ご寄附のお願い

「ダウン症住まい支援基金」は、2024年7月、公益財団法人日本フィランソロピック財団が設立した参加型基金です。ダウン症の方が、個性を尊重する住まい（グループホーム）で、仲間とともに楽しく人生を送ってほしいというおもいを籠めて設立しました。

ダウン症の方々は、かつて「平均寿命が短い」と言われていましたが、近年、医療の発達などの環境の変化とともに、寿命が延びてきています。年を重ねて豊かに生きられる環境を実現するために、地域やコミュニティの付き合いや老障介護等、避けては通れない課題が生まれています。

本基金は、ダウン症を含む知的障がい者とその家族の安心と喜びを支える「住まい」を充実させる事業を公募・助成し、ダウン症を含む知的障がいを持つ方々が、個性を尊重する共同生活援助の場で、仲間とともに楽しく人生を送ることを目指しています。この支援を大きく育てていくため、ぜひ、ご賛同とご寄附の輪に加わっていただけますようお願い申し上げます。

公益財団法人日本フィランソロピック財団

- ◇ 助成事業の詳細及び最新情報は、当財団ホームページ「ダウン症住まい支援基金」(<https://www.np-foundation.or.jp/list/downsumai.html>)をご覧ください。
- ◇ 当財団は特定公益増進法人であり、本基金への寄附は税制上の優遇措置が受けられます(P.3)。

寄附募集概要

1. 寄附募集対象
個人、法人に関わらずお受けいたします。
2. 寄附募集期間
随時
3. 寄附の受入れ
現金 500,000 円以上、10,000 円単位
寄附の受入れは現金とし、不動産や物品は受け入れ対象外になります。
※当財団への寄附金は税制優遇の対象となります (P.3)。
4. 寄附の使途
助成事業として交付する助成金及び管理費に充てさせていただきます。
5. 寄附者へのご報告
助成実績についてウェブサイト等で報告いたします。

寄附方法

6. 寄附申込方法
当財団ホームページの問い合わせフォームまたはお電話にてご連絡ください。
事務局からご寄附の意思などを確認させて頂いた上、寄附申込書と手続きのご案内をお送りします。申込書のご提出をもって申し込みとなります。
問い合わせフォーム： <https://np-foundation.or.jp/contact.html>
電話： 050-5433-8008
7. 寄附払込方法
当財団の銀行口座への振込で承ります。振込先口座情報は、寄附申込書の受領後にお知らせいたします。
8. 寄附金領収書
当財団が寄附金の着金を確認後、「寄附金領収書」を発行、送付いたします。当財団へのご寄附は寄附金控除の対象となりますので、大切に保管してください。

≪ 寄附金に対する税制上の優遇措置 ≫

当財団は特定公益増進法人です。内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定を受けておりますので、当財団への寄附金には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が適用され、所得税(個人)、法人税(法人)の控除が受けられま

す。

また、2023年10月17日付けで内閣府から税額控除の資格を有する公益財団として認定を受けておりますので、個人からの寄附については所得控除または税額控除のいずれかを、法人からの寄附については法人税の損金算入の特例を受けることができます。

個人による寄附

① 所得控除

寄附金控除として所得控除を受けることができます。

寄附金額 - 2,000円 = 所得控除額

※ 所得控除額は総所得金額等の40%が限度です。

② 税額控除

寄附金控除として税額控除を受けることができます。

(寄附金額 - 2,000円) × 40% = 税額控除額

※ 税額控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が限度です。

また、所得税額は所得税額の25%相当額が限度額です。

③ 相続税

相続により取得した財産の一部または全部を寄附した場合、寄附した財産には相続税が課税されません。

法人による寄附（法人税）

一般の寄附金とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入することができます。別枠の損金算入限度額(特別損金算入限度額)は(所得金額の6.25% + 資本金等の額の0.375%) × 1/2です。

※ 税制上の優遇措置を受けるには当財団発行の「寄附金領収書」および特定公益増進法人たるを証明する書類を添付の上、確定申告などの税務申告が必要になります。詳しくはお近くの税務署や税理士などの専門家にお尋ねください。

9. お問い合わせ先

日本フィランソロピック財団事務局「ダウン症住まい支援基金」寄附受付窓口
当財団ホームページの問い合わせフォームまたはお電話にてご連絡ください。

問い合わせフォーム：<https://np-foundation.or.jp/contact.html>

電話： 050-5433-8008

公益財団法人日本フィランソロピック財団

当財団は、2020年設立、2021年に内閣府から公益認定を受けた公益財団法人です。社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、それを基金として管理運営し、助成、奨学金、顕彰などを行う事業を行っています。寄附者おひとり

おひとりの「おもい」を「意義ある寄附」として大きく育み、未来への投資としてより豊かな社会の創造を目指しています。

- ・ 代表理事 : 岸本和久
- ・ 設立日 : 2020年4月27日
- ・ 公益認定日 : 2021年3月25日
- ・ 所在地 : 東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング9階
- ・ 公式サイト : <https://np-foundation.or.jp/>

個人情報について

ご寄附者様よりいただいた個人情報は、当財団の「個人情報保護方針」で規定する個人情報の利用目的のみに使用し、他の目的には使用いたしません。個人情報の適切な保護に努めます。

「個人情報保護方針」: <https://np-foundation.or.jp/privacypolicy.html>

(2023年12月版)